

サーバ機器等の撤去及び廃棄業務 仕様書

令和6年10月
独立行政法人農林漁業信用基金

1 調達件名

サーバ機器等の撤去及び廃棄業務

2 作業内容

本件の作業内容は以下のとおり。

- (1) サーバ機器等の撤去及び廃棄
- (2) ハードディスクのデータ消去及び廃棄
- (3) 上記に付帯する業務

3 撤去等対象機器

撤去、データ消去及び廃棄の対象となる機器等は、以下のとおり。

なお、機器の型番等の詳細については、別紙「撤去機器等明細」のとおり。

① 撤去機器

項番	品目	数量
1	サーバ	2
2	サーバ	2
3	サーバ	1
4	テープオートローダー	1
5	スイッチングハブ	1
6	スイッチングハブ	1
7	KVM スイッチ	1
8	ルーター	1
9	ディスプレイ	1

② データ消去機器

項番	品目	数量
1	ハードディスク	24

4 機器の撤去及びデータ消去

- (1) サーバラックからの機器の取り外し、機器の解体及び搬出については、受注者が実施すること。
- (2) 撤去の実施においては、対象機器及び付属品（ソフトウェアの媒体、説明書、ACアダプタ、LAN ケーブル、オプション品等の付属物等）の撤去も併せて実施すること。
- (3) データの消去方法は以下のとおりとする。
ハードディスクについては、穿孔処理（四穴）による物理的破壊とする。
なお、サーバ等からのハードディスクの取り出し及びマウンタ、トレイ等の付属物の取り外しは、受注者が行うこと。
- (4) 上記（1）から（3）の作業は、契約締結後に独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）より指定する場所（東京都内1か所）で行うこと。
- (5) 上記（3）の作業終了後、信用基金担当職員の日視による確認を受け、後日データ消去に係る証明書及び証明写真を提出すること。

5 廃棄処理

- (1) 撤去した機器及びデータ消去した機器については、産業廃棄物として法令等に基づき適切に廃棄処理し、後日廃棄に係る manifests 伝票、証明書及び証明写真を提出すること。
- (2) 廃棄処理を委託する場合は、受注者が業者の選定及び手配をすること。
- (3) 廃棄処理は、産業廃棄物収集運搬業の許可を区域管轄の都道府県知事または政令市長などより得ている業者が実施すること。

6 作業日程

- (1) 令和6年11月29日（金）までに上記4に掲げる作業を行い、サーバ機器等の搬出を完了すること。
- (2) 作業可能日時は、原則として平日の9時から17時までとする。
- (3) 作業日時については、事前に信用基金担当職員と協議すること。

7 その他

- (1) 受注者は、契約履行中に知り得た情報を漏洩し、他の目的に使用してはならない。
また、本契約終了後も同様とする。
- (2) 受注者の担当事業所は、プライバシーマーク付与認定、JIS Q 27001(日本産業規格)又は ISO/IEC27001(国際規格)のいずれかを取得していること。
- (3) 受注者は、サプライチェーン・リスクに係る懸念がないこと。
- (4) 作業の概ね1週間前までに信用基金が指定する作業届（作業日、作業時間帯、作業

場所、作業内容、車両の情報等)を提出すること。

(5) 作業にあたっては、信用基金の業務に影響を与えないよう留意して実施すること。

(6) 受注者は、既存施設等を汚染又は損傷しないよう、必要に応じて適切な養生を行うこと。

(7) 受注者の過失により施設及び設備に損傷等を与えた場合には、受託者の負担で速やかに復旧させること。

(8) 本仕様書の内容に疑義が生じたり、本仕様書によることが困難又は不都合な場合が生じた際は、信用基金と協議のうえ、対応すること。

以上